

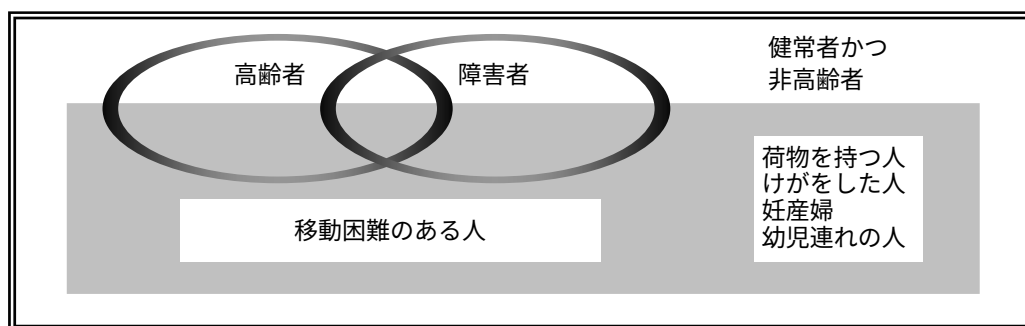
表 1－1 交通バリアフリー法の概要

法の名称	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」
施行年月日	平成 12 年 5 月 17 日公布、11 月 15 日施行
趣 旨	(1) 鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を推進する。 (公共交通事業者による) (2) 鉄道駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。
法の概要	(1) 基本方針の作成 国（主務大臣）が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を策定する。 (2) 公共交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務 公共交通事業者に対し、鉄道駅、バスターミナルなどを新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バスなどを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務付ける。既存の旅客施設・車両については努力義務とする。 (基準例) ・エレベーター、エスカレーター等の設置、誘導警告ブロックの敷設 等 (3) 市町村の主導による重点整備地区におけるバリアフリー施策の推進 ①市町村による<u>基本構想</u>の作成 市町村は、基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設」という）を中心とした地区（「重点整備地区」という）において、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を作成することができる。 ②基本構想に基づく事業の実施 公共交通事業者、道路管理者及び都道府県公安委員会は、基本構想に従ってそれぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施する。 (事業例) ・エレベーター、エスカレーター等の設置 ・歩道の段差解消 ・視覚障害者用信号機の設置 等 地方公共団体等は、駅前広場、通路等について基本構想に従ってバリアフリー化を実施する。 (4) バリアフリー化に関する情報の提供 安心して公共交通機関を利用していただけるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供する。 (国、地方公共団体の支援措置、必要な情報の提供等。)

(国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/>)

参考：交通バリアフリー法での高齢者、障害者など当事者

交通バリアフリー法では、高齢者、障害者よりは広い枠組みで捉えた移動困難のある人を当事者と考えます。移動困難のある人とは、交通行動上、人の介助や機器を必要としたり、さまざまな移動の場面で困難を伴ったり、安全な移動に困難であったり、身体的苦痛を伴う等の制約を受ける人を指し、高齢者、障害者だけでなく、けがをした人や妊産婦など一時的に移動困難となった人も含みます。



(※出典：三星昭宏氏作成図をもとに加筆)

図1-2 移動困難のある人のイメージ

1-3 策定の趣旨

この基本構想については、「交通バリアフリー法」並びに関連法令等に基づき、「加古川市総合計画」「加古川市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画との整合を図り、「兵庫県福祉のまちづくり条例」や「ハートビル法」を視野に入れて策定しました。「加古川市障害者長期福祉計画」や「加古川市高齢者保健福祉計画」が掲げる基盤整備の具体的な構想であるとも位置付けられます。

策定にあたっては「加古川市交通バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、学識経験者、交通事業者、道路管理者、高齢者団体代表、障害者団体代表、商業団体代表など多くの関係者の参加により検討を進めてきました。また、アンケートや現地調査など当事者を含めた幅広い市民の意向を踏まえて策定を行いました。

1-4 整備目標年次

この基本構想の整備目標年次は、交通バリアフリー法の目標年次である平成22年(2010年)とします。